

みやぎ子ども・子育て県民条例改正案の概要

令和3年12月 宮城県議会

1 条例見直しの背景

- 平成27年に「みやぎ子ども・子育て県民条例」が制定（議員提案条例）
 - ・ 県民が安心して子供を生み、育てることができ、かつ、子どもが社会の一員として健やかに成長して、将来自立した大人になることができる環境の整備を図り、持続的な地域社会の発展に資することが目的
 - ⇒ 条例に基づき「みやぎ子ども・子育て幸福計画」が策定され、様々な施策が展開
- 平成28年に「(通称)教育機会確保法」が制定
 - ・ 学校に登校していない子どもたちを含めた教育機会の確保を規定
- 県内には学校に登校していない子どもたちが多く存在
 - ・ 一人一人に固有の背景や理由、多様な生活や学びの実態がある
 - ・ 学校内外に多様な学びの場が設けられてきているものの、社会的自立に向けた教育環境の更なる充実が求められている



- **「みやぎ子ども・子育て県民条例」の見直し**
 - ・ (通称)教育機会確保法の趣旨「教育機会の確保」を条例の中に取り入れる
 - ・ 令和4年度の「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の中間見直し(県方針)にその趣旨が反映されるようにする
- ⇒ **宮城の子どもたちにとっての教育機会の確保に向けた取組の一層の推進を目指す**

2 条例改正案の内容

- 目的と定義に「教育の機会を確保する」という趣旨を位置づけ
 - ・ 第1条(目的)と、第2条の「子ども・子育て支援」の定義に趣旨を追加
- 基本的施策等に「県としての必要な取組を行う」との趣旨を追加
 - ・ 第8条(子どもの成長に応じた切れ目のない支援)に文言を追加

【「必要な取組」に込めた思い】

- 学校に登校していない子どもの事情や意思の把握
- 学校に登校していない子どもやその保護者の支援に関わる人材の育成など、多岐にわたる具体的な取組が「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の中で具体化されることを期待するもの。

- 「県民が子ども・子育て支援に関する理解を深める」ための広報
 - ・ 第26条(広報)に、県民の理解を深めるという趣旨を追加

3 条例改正の提案時期

- ・ 令和4年2月定例会に改正案を提出予定